

健康保険・厚生年金保険

被保険者標準報酬決定通知書等のご提出のお願い

宅建企業年金基金では、掛金の額の算定の基礎となる給与を「毎年9月1日現在の厚生年金保険法第20条に規定する標準報酬月額」とし、その年の10月1日から翌年の9月末日まで適用することとしています。

この9月1日現在の標準報酬月額を整備するため、今年も**日本年金機構が発行する「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」等の写し**を当基金へご提出くださいますようお願いいたします。

基金へご提出いただくものごと提出期限

日本年金機構の事務要領に基づき、令和5年度の「算定基礎届」や「月額変更届」をご提出されますと、おって日本年金機構より次の「通知書」が送付されます。

そのうち、該当する適用（改定）年月の「通知書」写しを、対象となる加入者全員分お取りまとめいただき、**令和5年9月29日（金）までに当基金へご提出ください**。代表者の押印は不要です。

機構へご提出された「届書」	日本年金機構から送付される「通知書」名称	当基金へ写しをお送りいただく「通知書」
算定基礎届の場合	「健康保険・厚生年金保険被保険者 標準報酬決定通知書 」	適用年月の欄が、「R5.9」の標準報酬決定通知書
月額変更届の場合	「健康保険・厚生年金保険被保険者 標準報酬改定通知書 」	改定年月の欄が「R5.7」「R5.8」「R5.9」の標準報酬改定通知書

- ・ 電子申請による届出をされている場合、個人単位の通知書データを複数名単位の一覧表形式に変換してご提出いただいても問題ございません。
- ・ 同時に二以上の事業所に勤務をされている方は、「**二以上事業所勤務被保険者標準報酬決定通知書**」の写しをお送りください（当基金でのお取り扱いにつきましては裏面の表中③をご参照ください）。
- ・ 「厚生年金保険 70歳以上被用者 標準報酬月額相当額決定のお知らせ」、「付記」の頁は、不要です。
- ・ 期限までにご提出いただきました日本年金機構発行の各種「通知書」に基づいて、一律令和5年10月1日適用として標準報酬月額を記録し、「宅建企業年金基金 加入者基準給与決定通知書」により通知いたします（令和5年11月中旬発送予定）。
- ・ 期限を過ぎてもご提出いただけない場合や、お届けがなかった方は、従前の標準報酬月額を継続して使用させていただきます。

（裏面へ続く）

宅建企業年金基金のお取り扱いについて

標準報酬月額は、1年間（10月から翌年9月まで）適用され、納めていただく掛金の計算や将来受け取る給付額の計算の基礎となるものですが、以下のとおり、日本年金機構等と一部お取り扱いの異なるところがございますのでご注意ください。

	宅建企業年金基金	日本年金機構・健康保険組合
①算定基礎届 (定時決定)の届出	一律10月1日適用となります。	9月1日適用
②月額変更届 (随時改定)の届出	7月・8月・9月を改定月とする月額変更届の「被保険者標準報酬改定通知書」のみ、写しを当基金へご提出ください。 (改定月にかかわらず一律10月1日適用となります。) ※他の10月から6月を改定月とする月額変更届の「被保険者標準報酬改定通知書」の写しはご提出不要です。 (基金では改定となりません。)	該当となったとき届出必要 (それぞれの改定年月より改定となります。)
③複数の事業所に同時に勤務されている方 (二以上事業所勤務)の届出	【当基金へご提出いただくもの】 ・厚生年金保険・健康保険における主たる事業所の選択・非選択にかかわらず、当基金に加入している事業所の「二以上事業所勤務被保険者標準報酬決定通知書」の写しをご提出ください。 【当基金で使用する標準報酬月額】 ・当基金に加入している事業所の報酬月額（決定通知書「貴事業所報酬月額」欄）に基づく標準報酬月額といたします。 ※「 <u>その他事業所</u> 」も当基金に加入している場合は、合算した報酬月額（「報酬月額合計」欄）に基づく標準報酬月額とすることも可能ですが、掛金額の按分計算は行いません。 <u>掛金は、「貴事業所」で納めていただくこととなります。</u> なお、上記合算をご希望される場合は、それぞれの事業所分の「二以上事業所勤務被保険者標準報酬決定通知書」の写しをご提出ください。	選択事業所・非選択事業所 それぞれ届出必要 (合算した報酬月額に基づく標準報酬月額を使用し、保険料額は按分計算されます。)

令和5年6月

宅建企業年金基金

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館5階

TEL 03-3865-6321 FAX 03-3865-6361